

業務とご契約 ご案内

ふじた事務所の特徴

その１：顧客先ごとの職員担当制ではありません

⇒ 業務分担のうえ事務所全員で対応共有しております

その２：定期訪問はいたしません

⇒ 来てほしいとき、面談がいいときに伺います



社会保険労務士法人

ふじた事務所

業務依頼（契約）の種類と報酬額について

ご契約の種類

代表的な種類です。

ご希望に応じてどのような形態も可能です

業務包括契約

- ・労働保険・社会保険の事務代行・代理と労務管理に関する相談を含めた契約

労働保険事務組合委託のみ契約

- ・労働保険事務組合に労働保険事務委託のみをする契約

給与計算プラス契約

- ・上記「業務包括契約」に加え、月次の給与計算及び賞与計算の契約

相談契約

- ・労務管理に関する相談の契約

スポット契約

- ・事案一件について受託する契約

コンサルティング契約

- ・人事給与制度の構築や経営労務監査等、一定期間において完成を図る業務契約

契約の種類	事務代行	給与計算	相談	コンサル	備考
業務包括契約	○		○		一般的な契約です
労働保険事務組合委託	○	雇用保険事務、労働保険料計算・申告のみ			
給与計算プラス契約	○	○	○		
相談契約			○		
スポット契約	○		(○)		
コンサルティング契約			○	○	

報酬額の目安

(消費税込みです)

1. **業務包括契約** 及び **相談業務契約** の報酬月額は次の基準によります

(単位；円)

従業員数（役員含）				業務包括契約	相談業務契約
	～	3	人	16,500	16,500
4	～	9	人	27,500	22,000
10	～	19	人	38,500	33,000
20	～	29	人	49,500	44,000
30	～	39	人	60,500	55,000
40	～	59	人	77,000	66,000
60	～	79	人	93,500	80,300
80	～	99	人	110,000	92,400
100	～	129	人	132,000	104,500
130	～	159	人	154,000	121,000
160	～	189	人	176,000	143,000
190	～	219	人	198,000	165,000
220	～		人	別途見積	

なお「労働保険年度更新業務」と「社会保険算定基礎業務」をご依頼の場合は、それぞれ業務包括契約報酬の概ね1カ月分を頂きます。

2. **給与計算業務報酬** の報酬額は次の基準によります（給与計算も同基準です）

基本報酬 20,000～30,000円 + (計算人数×500～900円)

なお、給与等計算の内容（手当数、変動項目量など）により変わることがあります。

3. 労働保険事務組合 の報酬額は次の基準によります

(単位：円)

時期	項目		料金	事務等の概要
(新規加入時 初回のみ)	①新規委託成立一式		33,000	労働保険関係成立届他の書類を作成し労働基準監督署等へ提出します
	②労働保険料概算計算		8,800	貴社の労働保険料の概算申告額を試算します
	③特別加入申請一式		11,000	特別加入の承認申請書を作成し労働局長の承認を得ます
(年度更新時 毎年1回)	④年度会費(年度更新手数料含)	事業規模 (社員3名までの例)年会費	16,500	賃金、賞与、工事内容等を集計区分し労働保険料の計算を行います
	⑤特別加入更新費	1名@	5,500	各種申告書に更新を設定し確認します
		2名以降@	4,400	
	⑥一括有期事業の書類作成	工事件数などの内容による	8,800	元請工事の内容等を報告書に記載して労働基準監督署へ提出します
事務発生時	⑦特別加入者変更申請		5,500	特別加入の変更申請書を作成し労働局長の承認を得ます
	⑧労災保険各種手続	8,800	～55,000	様式第5号作成などの手数料は、内容によって変動します
	⑨雇用保険各種手続	3,300	～16,500	被保険者資格取得・喪失届、離職証明書等を作成し職業安定所へ提出します

4. 新規適用に関する費用

社会保険と労働保険の新規成立を同時にご依頼の場合は、次の目安によります。

(貴社の準備書類の状態により増減することがあります)

《被保険者数 5 名程度までで、事業主が労災保険特別加入をしない場合》

社会保険新規適用一式 66,000 円 + 労働保険新規適用一式 41,800 円(上記表①+②)

合計 107,800 円 (ただし、業務包括契約予定の場合は 20%値引きにより 86,240 円)

5. スポット契約 及び コンサルタント契約 の報酬額は、内容によって

その都度のお見積りとなります。

委 託 (依頼) 契 約 書 の 見 本

委 託 事 項	業務の範囲	1. 労働及び社会保険に関する法令に基づき行政機関等に提出する申請書・届出書・報告書等の作成と提出代行の業務 2. 次の事項に関する労務管理の指導・相談業務 ①労働基準法・労働安全衛生法・労災保険法・雇用保険法・健康保険法・厚生年金保険法等 ②人事管理・労働時間管理・賃金管理・雇用管理 ③その他労務管理に関する相談指導
	報酬 (消費税込)	月額〇,〇〇〇円 及び依頼の次の事項 労働保険確定拠算申告〇〇,〇〇〇円 社会保険定時決定申告〇〇,〇〇〇円 但し、次に掲げる業務は含まない。調査・作成・許可申請・就業規則の作成・変更・内容確認、各種調査立会、年金・雇用継続給付手続及び保険給付手続、審査請求・異議申立手続きその他有料になることを事前にお知らせする案件。
	期 間	令和〇〇年〇〇月より2年間とする。期間満了時において甲より申出のないときは、自動的に本契約を更新するものとする。
	支払の時期 と 方 法	報酬の支払は毎月下記口座への振込とする。但し、甲の都合により解約したときは、既に支払った報酬の返還はしない。なお着手後に解約したときは規定した報酬額の全額を支払うものとする。振込手数料は甲の負担とする。 振込先 ①第四北越銀行 新潟駅前支店 (普通) 〇〇〇〇〇〇〇 ②第四北越銀行 新潟東大通支店 (普通) 〇〇〇〇〇〇〇
	資料の提示 (秘密保持)	委嘱(依頼)業務の処理に必要な書類、帳簿及びその他の資料(以下、情報等)は甲が提示(提供)するものとする。乙は取得した情報等を社会保険労務士として受託した業務の範囲を超えて利用することはない。また、甲に勤務する者等から乙に対して情報等の提供について依頼があるときは、甲を経由または甲の指示により提供する。乙は情報等を社会保険労務士法の守秘義務をもって管理する。
	そ の 他 の 事 項	本契約について、甲または乙から契約の解除または変更する場合は、あらかじめ1ヵ月前に相手方に対し、その申出をするものとする。反社会的勢力との関係が判明したときは契約を解除する。

上記のとおり委託(依頼)契約します。

令和 年 月 日

所在地

称号

(甲)委託者(依頼者) 印

新潟市中央区万代 1-2-3 コープ野村万代 2F TEL241-1011 FAX243-8840

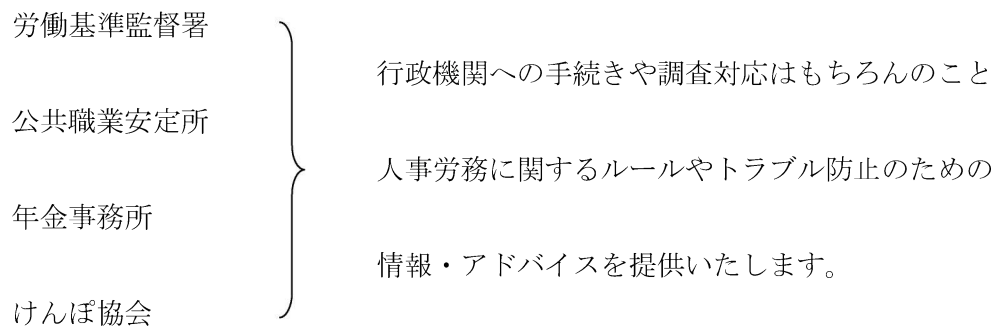
社 会 保 険 労 務 士 法 人 ふ じ た 事 務 所

(乙) 代表社員 藤 田 英 樹

社会保険労務士業務は・・・

- ・健康保険・厚生年金保険、労災保険・雇用保険の
各種手続と相談
- ・就業規則・賃金規程・退職金規程などの作成と相談

これらをはじめとして、会社に関わる「ひと」の管理を適正に行うアドバイスを通して社業の安定と発展をお手伝いします。



「事業と地域社会の発展・安心のために 経営の安寧を想い 働く人の安心を創る」
社会保険労務士事務所でありたい

社会保険労務士法人ふじた事務所 Tel 025-241-1011 Fax 025-243-8840

所長 特定社会保険労務士 藤田 英樹（新潟県社会保険労務士会会員）

〒950-0088 新潟市中央区万代1-2-3 コープ野村万代2F

・併設組織：労働保険事務組合 経営労務監査会

・業務時間 9:00～12:00 13:00～16:30

<https://www.sr-fujita.jp>

Email: mail@sr-fujita.jp